

離婚届

平成 16年 7月 8日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号						
送付 平成 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

日本人の方は元号(昭和など)、外国人の方は西暦で書いてください。

夫婦のうち、婚姻のときに自分の氏にした方が筆頭者となります。

字訂正
字加入
字削除

届出印

山本

山本

戸籍の筆頭者でない方にチェックマークをつけてください。(旧姓に戻る場合のみ)

(1) 氏名	夫 やまもと たろう 山本 太郎	妻 やまもと はなこ 山本 花子
生年月日	昭和 45年 6月 7日	昭和 48年 9月 10日
住所	東京都新宿区 1丁目 2番 3号	埼玉県川越市北川越 4丁目 5番 6号
世帯主の氏名	山本太郎	渡辺一郎
本籍	東京都新宿区北新宿 9丁目 10番	
筆頭者の氏名	山本太郎	
父母の氏名	夫の父 山本 実 母 春子	妻の父 渡辺 一郎 母 二三子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停審判	<input type="checkbox"/> 和解請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
もどる者の本籍	埼玉県川越市北川越 4丁目 5番 6番	筆頭者の氏名 渡辺 一郎
未成年の子の名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 山本 健
同居の期間	平成 8年 8月 から 平成 16年 9月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	東京都新宿区北新宿 1丁目 2番 3号	
別居する前の世帯のおもな仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人	夫 山本太郎	妻 山本花子
署名押印	山本	山本
事件簿番号		
住定年月日	夫 . .	妻 . .

氏が変わる方も、署名・押印は旧姓でしてください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
本籍地でない役場に出す時は、2通または3通出してください(札幌市内に提出する場合は、1通で結構です。)
また、そのさい戸籍謄本または戸籍全部事項証明書も必要です。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき 調停調書の謄本
審判離婚のとき 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき 和解調書の謄本
認諾離婚のとき 認諾調書の謄本
判決離婚のとき 判決書の謄本と確定証明書

証人は20歳以上の人(両親・兄弟・姉妹・親戚・知人・友人・職場の人など。国籍は問いません)2名に署名捺印をしてもらってください。スタンプ印は使用しないで下さい。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名	田中 次郎	山田 三郎
押印	田中	山田
生年月日	昭和 30年 4月 5日	昭和 40年 5月 6日
住所	東京都豊島区東池袋 6丁目 7番 号	埼玉県所沢市東所沢 7丁目 8番 9号
本籍	愛知県名古屋市東名古屋 8丁目 9番 号	広島県広島市南広島 1丁目 2番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
には、あてはまるものにレのようにしるしをつけてください。

→ 左にチェックマークをつけた方は、婚姻前の戸籍に戻るか新しい戸籍をつくります。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ もとの戸籍に戻る場合は婚姻の直前の本籍、新しい戸籍をつくる場合は希望する本籍を記入してください。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

→ 未成年の子がいるときは親権者を定めて記入してください。

届け出された事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

日中連絡のとれるところ

電話()

自宅 勤務先 呼出(方)

署名は必ず本人が自署してください。

印は各自別々の印を押してください。

届出人の印を御持参ください。

→ 印は実印でなくてもかまいません。

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。
なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出ねがいます。